

教育研究審議会について

1 設置及び構成

- ・大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、地方独立行政法人法に規定する教育研究審議機関として、教育研究審議会を置く。
- ・教育研究審議会は、次に掲げる委員により構成し、委員定数は、法人の規程で定める。

委員構成（案） （15名程度）

- ① 学長
- ② 副学長
- ③ 工学部長
- ④ 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者（5名程度）
- ⑤ 学長が指名する法人の職員（5名程度）
- ⑥ 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうち、学長が指名する者（2名程度）

※委員の任期は2年とする。ただし、委員のうち役員である者の任期については、当該職にある期間とする。

※委員は、再任されることができる。ただし、学外委員の任期は、引き続き4年を超えることはできない。

2 招集及び議事

- ・学長が招集する。
- ・議長を置き、学長をもって充てる。議長は、教育研究審議会を主宰する。
- ・委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議事項

- ① 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- ② 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- ③ 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- ④ 法の規定により組合長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- ⑤ 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- ⑥ 大学の教育研究組織の編成及び改廃に関する事項
- ⑦ 教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）

- ⑧ 大学の収容定員の設定及び変更に関する事項
- ⑨ 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- ⑩ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑪ 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の在籍に係る方針並びに学位の授与に係る方針に関する事項
- ⑫ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑬ 前各号に掲げる事項のほか、大学の教育研究に関する重要事項